

京都市水質汚濁防止対策指導要綱

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、京都市水質環境管理実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、市民の健康と快適な生活環境を確保するため、工場又は事業場から排出される排水及び生活に起因して排出される排水の処理及び測定並びに排水処理施設の維持管理等について必要な基準を定め、指導することによって京都市環境保全基準を可及的速やかに維持達成することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「工場等」とは、京都府環境を守り育てる条例（以下「条例」という。）に定める汚水に係る特定施設を設置する工場又は事業場であって、排水を公共用水域に排出するものをいう。

2 この要綱において「未規制工場等」とは、工場等のうち 1 日当たりの平均的な排水の量の合計が 30 立方メートル未満の工場等であり、水質汚濁防止法施行令（以下「令」という。）第 2 条に定める有害物質を排出する工場等を除外したものをいう。

3 この要綱において「生活排水」とは、生活に起因して排出されるし尿及び台所、風呂、選択等の生活雑排水であって、公共用水域に排出するものをいう。

4 この要綱において「指定池沼」とは、公共用水域にある池沼のうち、生活排水等による汚濁のおそれのある池沼であって市長が別に定めるものをいう。

5 この要綱において「池沼所有者等」とは、池沼の所有者、管理者及び占有者をいう。

(管理計画の推進)

第 3 条 市長は、京都市環境保全基準を維持達成するため、河川の水質改善対策として公共下水道整備の促進、工場等の排水対策、生活排水対策

及び監視測定の実施等を積極的に推進するものとする。

- 2 市長は、池沼について富栄養化防止対策を基本として水質の監視測定の実施、汚濁発生源に対する指導等を推進する。
- 3 市長は、河川及び池沼（以下「河川等」という。）の汚濁の防止に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚を図るとともに、市民が行う河川等の汚濁の防止及び快適な水辺環境の確保のための自主的活動の育成に努めるものとする。

第 2 章 汚濁負荷量の管理

（計画書の提出）

- 第 4 条 瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際市長に対し、当該許可の申請に係る工場等から排出される汚濁負荷量の増減に関する計画書を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の計画書が提出されたときは、これを審査し、必要があると認めるものについては、排出水の処理に関する方法等について指導するものとする。
 - 3 前 2 項の規定は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条及び第 7 条並びに条例第 39 条第 1 項及び第 41 条第 1 項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第 1 項中「許可の申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

第 3 章 工場等の排水対策

（公害防止担当者の設置）

- 第 5 条 次の各号に掲げる工場等を設置する事業者は、当該工場における公害防止組織を整備するとともに、公害防止担当者を設置するものとする。
- (1) 1 日当たりの平均的な排水の量が 30 立方メートル以上の工場

等（し尿処理施設である事業場を除く。）

(2) 令第2条に定める有害物質を排出する工場等

2 公害防止担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 排出水の水質及び量の測定その他の技術的事項に関すること。

(2) 排水処理施設及び測定機器の維持管理に関すること。

(3) 汚水発生施設の水質汚濁防止についての取扱いに関すること。

(4) 市長への報告、連絡等に関すること。

(公害防止担当者の資格)

第6条 前条の公害防止担当者は、次の各号に掲げる工場等にあつては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に規定する公害防止主任管理者又は水質関係公害防止管理者の資格を有するものをもって充てるものとする。

(1) 1日当たりの平均的な排出水の量の合計が400立方メートル以上の工場

(2) 令第2条に定める有害物質を排出する工場等

(排水処理施設の維持管理等)

第7条 工場等から排出する排出水を排水処理施設を設置することにより法及び条例に定める排水基準に適合させようとする者は、別に定める基準を遵守し、当該排水処理施設の適正な維持管理に努めるものとする。

(測定体制の整備及び測定等)

第8条 工場等を設置する事業者は、別表第1に定める基準により測定体制を整備するとともに、当該工場等から排出される排出水の水質及び量を測定し、その結果を記録するものとする。

(実施計画書の提出等)

第9条 市長は、この要綱による指導の実効性を確保するため、工場等を設置する事業者に対し、第5条から前条までに定める事項を実施するための計画書（以下「実施計画書」という。）の提出を要請するものとする。

2 前項の要請を受けた工場等を設置する事業者は、要請を受けた日から30日以内に市長に当該工場等に係る実施計画書を提出し、市長の承認

を受けるものとする。

- 3 市長は、実施計画書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるものについては、当該工場等を設置する事業者に対し、承認書を交付するものとする。
- 4 前項の承認書の交付を受けた者が、実施計画書を変更しようとするときは、新たに市長の承認を受けるものとする。

(未規制工場等に対する監視指導等)

第10条 市長は、未規制工場等からの排水による河川等の汚濁を防止するため、別表第2に掲げる地域（以下「特定地域」という。）ごとに定める処理装置の設置等についての指導基準に基づき、未規制工場等を設置する事業者に対して監視、指導及び啓発に努めるとともに、必要な措置を要請するものとする。

(未規制工場等の講じる措置)

第11条 未規制工場等を設置する事業者は、市長の要請する措置に協力するとともに、次に掲げる事項に基づき工場排水による汚濁負荷量の低減に努めるものとする。

- (1) 生産工程の改善を図り、汚水発生施設を適切に取扱うとともに、汚濁物質の回収及び原材料の非汚濁物質への転換を図ること。
- (2) 別表第3に掲げる効果を有する汚水処理装置又は、簡易処理装置を設置するとともに、汚水処理装置及び簡易処理装置の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 排出水の汚染状態について、自主点検を実施すること。
- (4) 洗剤の使用の適正化を推進すること。
- (5) 従業員に対して水質汚濁防止意識の高揚を図るため啓発を実施すること。

第4章 生活排水対策

(生活排水対策の推進)

第12条 市長は、生活排水による河川等の汚濁を防止するため、特定地

域においては、別表第2に掲げる指導基準等に基づき、市民に対する指導及び啓発に努めるものとともに、必要な措置を要請するものとする。
(指導監督等)

- 第13条 市長は、し尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）の設置を促進するに当っては、浄化槽法に定める合併処理浄化槽に係る構造、放流水質及び維持管理に関する基準の遵守について浄化槽管理者等に対する指導監督を行うものとする。
- 2 市長は、既に設置されている合併処理浄化槽及びし尿を単独で処理する単独処理浄化槽についても、維持管理の適正化等を指導することにより、可能な限り放流水質の改善を図るものとする。

(市民の講じる措置)

- 第14条 市民は、市長の要請する措置に協力するとともに、次に掲げる事項に基づき、生活排水による汚濁負荷量の低減に努めるものとする。

(1) 浄化槽の設置及び管理

浄化槽法及び建築基準法に基づき適正な浄化槽を設置するとともに、浄化槽法に基づき保守点検及び清掃の徹底等適正な維持管理を行うこと。

(2) 浄化槽等による雑排水処理

合併処理浄化槽を設置すること。

(3) 雑排水対策

ア 台所排水対策として、次に掲げる事項を実施する。

- (ア) 食用廃油の回収を図る。
- (イ) 食器及び厨器の油等の付着物は、洗浄前に拭き取り除去する。
- (ウ) 「流し」に簡易フィルター等を取り付け、固形物を除去する。

イ 簡易処理装置を設け、固形物及び油を分離除去する。

ウ ^{りん}燐を含まない合成洗剤又は石けんを適正量使用する。

第 5 章 池 沼 対 策

(池沼の水質保全と水辺環境の確保)

第15条 市長は、指定池沼について、その機能を考慮して水質浄化を図るため、国の環境基準を目標として、池沼の水域の類型を別に定め、水質を監視し良好な水質の保全に努めるとともに、快適な水辺環境を確保するため、市民、池沼所有者等に対して、指導啓発に努め、必要な措置を要請するものとする。

2 市長は、池沼に係る^{りん}、窒素について著しい富栄養化現象を起こさないよう、前項と同様の措置を講じるものとする。

(市民の協力)

第16条 市民は、市長の要請する措置に協力するとともに、自らの生活排水対策を積極的に推進することにより、池沼の富栄養化の防止を図り、池沼辺の緑地の保全その他の環境の保全に協力するものとする。

(池沼所有者等の協力等)

第17条 池沼の所有者等は、市長の要請する措置に協力するとともに、自らも池沼辺の緑地の保全その他の環境を保全し、快適な水辺環境の確保に努めるものとする。

第 6 章 協 議 会

(協 議 会)

第18条 市長は、事業者、住民及び関係行政機関で組織され、次の各号に掲げる事業を行う協議会の設置を促進し、河川等の汚濁防止対策が円滑かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

- (1) 河川等の汚濁防止並びに河床、河川敷及び池沼辺の清掃などの河川等愛護思想の普及及び啓発に関すること。
- (2) 河川等の水質の監視に関すること。
- (3) 河川等の汚濁防止対策についての意見及び情報の交換等に関すること。

第 7 章 異 常 喝 水 時 対 策

(異常渇水注意報の発令等)

第19条 市長は、次の各号に掲げる河川の水域について、異常な渇水(河川の流量が過去10年間の低水流量(年間を通じて少なくとも275日は維持されている流量の値)の平均値の2分の1以下の状態(以下「異常渇水」という。))により当該水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがあると認められる事態が発生したときは、別に定める基準により異常渇水注意報又は異常渇水警報を発令し、その事態を一般に周知させるとともに、当該水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少その他必要な措置を要請するものとする。

(1) 鴨川水域

(2) 桂川水域(鴨川水域を除く。以下同じ。)

(3) 宇治川水域

2 前項の事態は、次の各号に掲げる河川の水域について、当該各号に掲げる地点における流量、水質及び河川の状態により認定するものとする。

(1) 鴨川水域 水鶏橋

(2) 桂川水域 宮前橋

(3) 宇治川水域 淀大橋

3 第1項の措置の要請は、次の各号に掲げる工場等を設置する事業者に対し行うものとする。

(1) 1日当たりの平均的な排水の量の合計が400立方メートル以上の工場等(し尿処理施設である事業場、下水道終末処理場及び浄水場を除く。)

(2) 令第2条に規定する有害物質を排出する工場等であって、1日当たりの平均的な排水の量の合計が100立方メートル以上の工場等。

(措置計画書の提出)

第20条 市長は、前条第3項各号に掲げる工場等を設置する事業者に対し、事前に、異常渇水時において当該工場等が講ずる措置に関する計画書(以下「措置計画書」という。)の提出を求めるものとする。

2 措置計画書の提出を求められた工場等を設置する事業者は、必要に応

じ市長と協議した後、速やかに市長に当該工場等に係る措置計画書を提出するものとする。

第 8 章 雑 則

(報告の徴収)

第 2 1 条 市長は、この要綱に実施に必要な限度において、工場等を設置する事業者に対し、必要な事項の報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた工場等を設置する事業者は速やかに市長に報告するものとする。

(氏名の公表)

第 2 2 条 市長は、工場等を設置する事業者が第 9 条第 2 項による実施計画書を提出しないとき、実施計画を実施しないとき、第 2 0 条第 2 項による措置計画を実施しないときその他この要綱の各条項に違反すると認めるときは、その旨を京都市公報等により公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により公表を行う場合において、あらかじめ、公表しようとする者に対し、書面をもって違反する事由を通知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

(そ の 他)

第 2 3 条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、環境政策局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から実施する。

別表第 1（第 8 条関係）

排水量 による規模 (単位 m ³ /日)	項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	有害物質	その他の 項目	排水量
1,000 以上	自動連続測定	自動連続測定	14 日を超えない期間で 1 回以上測定	自動連続測定			自動連続測定
500 以上			1 月を超えない期間で 1 回以上測定				
400 以上	1 日 1 回以上測定		3 月を超えない期間で 1 回以上測定	条例による特定工場は、7 日を超えない期間で 1 回以上測定	必要に応じ測定		7 日を超えない期間で 1 回以上測定
200 以上				14 日を超えない期間で 1 回以上測定			14 日を超えない期間で 1 回以上測定
100 以上				30 日を超えない期間で 1 回以上測定			30 日を超えない期間で 1 回以上測定
50 以上				3 月を超えない期間で 1 回以上測定			必要に応じ測定（揚水量によるも可）
30 以上							
30 未満 (ただし、第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる工場等に限る。)							

備考 1 京都府環境を守り育てる条例施行規則第 18 条第 1 項に規定する者に係る別表第 10 に規定する測定回数が、この表に定める測定回数を上回る場合には、同規則に定めるところによる。

2 測定方法は、別に定めるところによる。

別表第 2（第 10 条、第 12 条関係）

1 特定地域

岩倉川、天神川、小畑川、旧安祥寺川、山科川及び東高瀬川等の流域であって、次に掲げる地域とする。

区 分	地 域
第 1 種地域	公共下水道認可区域外の地域
第 2 種地域	公共下水道認可区域内の地域のうち、公共下水道既設区域を除いた地域

2 指導基準

区 分	措 置	指導基準	
		第 1 種地域	第 2 種地域
未 規 制 工 場	1 汚水処理装置の設置を促進する。 2 簡易処理装置の設置を促進する。 3 排出水の汚濁物質量削減のため、次の措置を促進する。 (1) 汚水発生施設の適切な扱い (2) 汚濁物質の回収 (3) 原材料の非汚濁物質への転換	1、3	2、3
生 活 排 水	1 合併処理浄化槽の設置を促進する。 2 簡易フィルター等の設置を促進する。 3 生活雑排水による汚濁物質量削減のため、次の措置を促進する (1) 汚濁物質の回収 (2) 燐 ^{りん} を含まない合成洗剤又は石けんを適正量の使用	1、2、3	2、3

備考：「第 1 種地域」及び「第 2 種地域」とは、別表 2. 1 に定める特定地域の区分をいう。

別表第 3（第 11 条、第 14 条関係）

1 汚水処理装置の効果

項 目	汚水処理方法	処理効果
水 素 イ オ ン 濃 度	中和法及びそれと同等以上の効果を有する方法	5.8 以上 8.6 以下
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	活性汚泥法又は、凝集沈殿法及びそれと同等以上の効果を有する方法	160mg/ℓ以下 (120mg/ℓ以下)
浮 遊 物 質 量	沈殿法及びそれと同等以上の効果を有する方法	150mg/ℓ以下 (120mg/ℓ以下)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	油水分離法及びそれと同等以上の効果を有する方法	5mg/ℓ以下 〔鉱油類含有量〕 30mg/ℓ以下 〔動植物油脂含有量〕

備考：() 内の数値は、日間平均値を示す。

2 簡易処理装置

1	塵芥及び残渣を除去し得る金網等スクリーン
2	沈殿分離槽
3	油水分離槽